

掛川市児童発達相談員派遣事業実施要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市児童発達相談員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、心身の発達の遅れが認められる児童の家庭等に児童発達相談員を派遣し、発達促進指導その他必要な支援を行うことにより、当該児童の自立及び社会参加を促進し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童発達相談員派遣事業」とは、心身の発達の遅れが認められる児童の家庭につき、児童発達相談員（以下「相談員」という。）を派遣し、当該児童に対する発達促進指導、心身の発達に関して必要な情報の提供並びに当該児童の心身の発達に関する相談及び助言に関する便宜を供与する事業をいう。

(対象者)

第3条 児童発達相談員派遣事業（以下「事業」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する児童で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 心身の発達の遅れが認められること。
- (2) 小学校就学前であること。
- (3) 障害者福祉施設又は児童福祉施設に入所していないこと。
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けていないこと。

(事業の委託)

第4条 事業の実施は、社会福祉法人掛川市社会福祉協議会（以下「受託者」という。）に委託する。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、児童発達相談員派

遣事業利用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

（利用の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定し、児童発達相談員派遣事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（決定の条件）

第7条 市長は、前条の規定による利用の決定をする際、必要な限度において、条件を付することができる。

（決定内容の変更等）

第8条 第6条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、決定事項を変更し、又は取り消そうとするときは、児童発達相談員派遣事業利用変更（取消）申請書（様式第3号）に同条に規定する決定通知書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更又は取消しの可否を決定し、児童発達相談員派遣事業利用変更（取消）決定書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

（利用決定等の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条又は前条第2項の規定による利用又は変更の決定を取り消すことができる。

- (1) 事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) 相談員に対して著しい非行があったとき。
- (4) その他市長が利用を不相当と認めるとき。

（受託者への通知）

第10条 市長は、第6条の規定により利用の決定をしたときは、児童発達相談員派遣事業利用通知書（様式第5号）により受託者に通知するものとする。

2 市長は、第8条第2項の規定により利用の変更又は取消しの決定をしたときは、児童発達相談員派遣事業利用変更（取消）通知書（様式第6号）により受託者に通知するものとする。

（実施報告等）

第11条 受託者は、事業を実施したときは、当該実施日の属する月の翌月の10日までに、児童発達相談員派遣事業実施報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定するもののほか、受託者に対し、事業の実施に関し必要な報告を求めることができる。

(利用料)

第12条 事業の利用料は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 市長は、前条の規定による実施報告に基づき利用者ごとに算定した月別の利用料を当該利用者から徴収するものとする。

(利用料の不徴収)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、利用料を徴収しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている場合

(2) 派遣世帯の生計中心者が前年の所得税を課税されなかった場合

(3) その他経済的理由により利用料の納付が特に困難であると認める場合

(有効期間等)

第14条 第6条に規定する利用の決定の有効期間は、同条の規定による決定のあった日の属する年度の3月31日までとする。

2 第5条の規定は、利用者が有効期間満了後において、引き続き事業を利用しようとするときについて準用する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

2 掛川市心身障害児及び難病患者居宅介護等事業実施要綱（平成17年掛川市告示第39号）は、廃止する。

別表（第12条関係）

派遣世帯の階層区分	1時間当たりの額
生計中心者の前年の所得税課税年税額が10,000円以下の世帯	250円
生計中心者の前年の所得税課税年税額が10,001円以上30,000円以下の世帯	400円
生計中心者の前年の所得税課税年税額が30,001円以上80,000円以下の世帯	650円
生計中心者の前年の所得税課税年税額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850円
生計中心者の前年の所得税課税年税額が140,001円以上の世帯	950円

備考 前年の所得税の課税状況の確認が困難な場合における利用料の算定にあつては、この表中「前年」とあるのは、「前前年」と読み替えるものとする。

児童発達相談員派遣事業利用申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所
申請者 氏名 ⑩
電話

児童発達相談員派遣事業を利用したいので、掛川市児童発達相談員派遣事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ 対象者氏名	生 年 月 日			
	年 月 日			
	性 別	男・女	続 柄	

相 談 内 容					
---------	--	--	--	--	--

主たる養育者氏名	対象者との関係				
----------	---------	--	--	--	--

世帯員の状況 (対象者を除く。)	氏 名	続柄	年齢	職 業	備 考

(注)

- 裏面も記入してください。
- 前年度の所得税課税額が確認できる書類の写しを添付してください。

(裏面)

(住居付近の略図)



児童発達相談員派遣事業利用決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった児童発達相談員派遣事業の利用について、次のとおり決定（却下）したので、掛川市児童発達相談員派遣事業実施要綱第6条の規定により通知します。

フリガナ	-----		生 年 月 日
対象者氏名			年 月 日
	続 柄		
有効期間			
決定の条件			
却下理由			

児童発達相談員派遣事業利用変更（取消）申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所
申請者 氏名 ⑩
電話

児童発達相談員派遣事業の利用決定事項について変更（取消し）をしたいので、掛川市児童発達相談員派遣事業実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ	-----			生 年 月 日			
対象者氏名				年 月 日			
				性別	男・女	続柄	
該当年月日							
変更又は取消 しの理由							

（注）利用決定通知書を添付してください。

児童発達相談員派遣事業利用変更（取消）決定書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった利用決定事項の変更（取消し）について、次のとおり適当（不適當）であると認めますので、掛川市児童発達相談員派遣事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

フリガナ	-----		生 年 月 日
対象者氏名			年 月 日
	続 柄		
該当年月日			
変更又は取消しの理由			
変更又は取消しを不適當と認めた理由			

児童発達相談員派遣事業利用通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

次のとおり児童発達相談員派遣事業の利用の決定をしたので、掛川市児童発達相談員派遣事業実施要綱第10条第1項の規定により通知します。

利用者	フリガナ 氏 名	-----	対象者との続柄	
	住 所	〒 電話番号		
対象者氏名	フリガナ	-----	生 年 月 日	
	対 象 者 氏 名		年 月 日	
			性 別	男 ・ 女
有効期間				
決定の条件				

児童発達相談員派遣事業利用変更（取消）通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

児童発達相談員派遣事業の利用について、次のとおり変更（取消し）をしたので、掛川市児童発達相談員派遣事業実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

利用者	フリガナ 氏 名	-----	対象者との続柄	
	住 所	〒 電話番号		
対象者氏名	フリガナ	-----	生 年 月 日	
			年 月 日	
			性 別	男 ・ 女
決 定 内 容	1 変更 2 取消し（一部） 3 取消し（全部）			
変更又は一部取消しの内容	変更（一部取消し）前			
	変更（一部取消し）後			
該 当 年 月 日				
変更又は取消しの理由				

児童発達相談員派遣事業実施報告書(職員別一覧表)

(年 月分) 年 月 日提出

職員名 派遣日					合 計
1 ()					
2 ()					
3 ()					
4 ()					
5 ()					
6 ()					
7 ()					
8 ()					
9 ()					
10 ()					
11 ()					
12 ()					
13 ()					
14 ()					
15 ()					
16 ()					
17 ()					
18 ()					
19 ()					
20 ()					
21 ()					
22 ()					
23 ()					
24 ()					
25 ()					
26 ()					
27 ()					
28 ()					
29 ()					
30 ()					
31 ()					
合 計					

(注)

- 1 派遣日の欄の()内は、曜日を記入すること。
- 2 破線左側には実施人数、破線右側には実施時間を記入すること。

